

経過措置農薬の登録に向け作物残留試験が急ピッチ



写真 ガスクロマトグラフィーによる残留農薬の分析

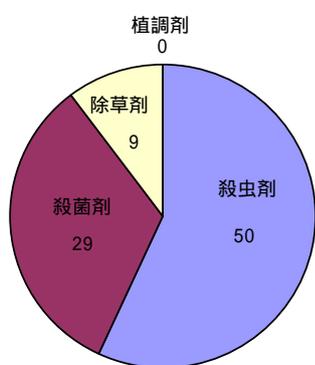


図1 高知県における経過措置農薬数（27作物）

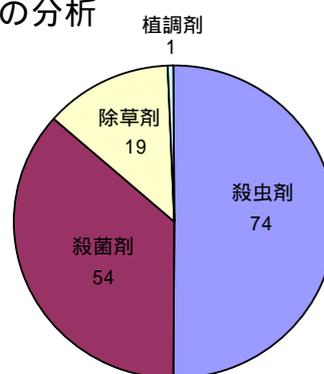


図2 高知県における経過措置農薬の作物残留試験

平成15年3月の農薬取締法改正により、シシトウやミョウガなどのマイナー作物に使用できる農薬が少なくなりました。そこで、政府は当面の措置として、マイナー作物など農林水産大臣の承認を得れば、一定期間（約2年間）農薬が使用できることとしました。本県では27作物148農薬について承認されています（図1）。しかし、これらの農薬は措置期間内に登録ができなければ、無登録農薬となることから、登録促進が急がれて

います。そこで、経過措置農薬148剤のうちメーカーが登録する意志がないか、他県が試験をしているものが69剤あり、残りの79剤と、メーカーから要請があった経過措置以外の9剤を合わせた88剤の農薬について登録に向けた作物残留試験を実施しています（図2）。すでに、平成15年度には15剤について試験が終了しており、平成16年度には、残りの73剤について作物残留試験を行う予定です。（農薬管理科 中石一英 088-863-4915）